

# 日吉台学区まちづくり推進委員会規約

(名称)

第1条 この委員会は、日吉台学区まちづくり推進委員会（以下「委員会」という）と称し事務局を日吉台交流館におく。

(目的)

第2条 この委員会は、住民主体の地域づくりに向けて、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域課題に取り組む事業
- (2) 地域の活性化に向けた事業
- (3) コミュニティの育成に取り組む事業
- (4) その他、目的を達成するために必要と認める事業

(構成)

第4条 この委員会は、別表1に定める各種団体・機関の代表者及び学識経験者等をもって構成する。

2 この委員会の事業を円滑に実施する機関として、次の部会を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 福祉部
- (3) 安心・安全部
- (4) 地域交流部
- (5) コミュニティ・環境部

3 部会の分担事業・構成団体は別表2に定め、事業によっては部会で協議し横断的な取り組みをする。

(役員)

第5条 この委員会に委員長1名、副委員長若干名、事務局長1名、会計1名、書記2名、監査2名、参与・理事若干名・部会長若干名・副部会長若干名を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員は委員会において選任する。

2 監査は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 委員長は、この委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、この委員会の事務を総括する。

4 会計・書記は、この委員会の会計及び庶務を担当する。

5 監査は、この委員会の会計を監査する。

6 参与・理事は、会務を処理する。

7 部会長は、部会を統括し部会の運営にあたる。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 総会及び委員会の会議は委員長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員を選出
- (3) 予算及び事業計画
- (4) 決算及び事業報告
- (5) その他、必要な事項

第10条 総会及び委員会の会議の議長は、委員長が選任しこれに充たる。

(会議の定足数)

第11条 総会及び委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(会議の議決)

第12条 総会及び委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の書面表決等)

第13条 止むを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 書面表決又は表決委任をした委員は、その会議に出席したものとみなす。

(会議の概要の作成及び公表)

第14条 委員会の議事については、次の事項を記載した会議の概要を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 議決事項及びその結果

2 委員会が行う事業の計画・報告並びに予算・決算については、広報紙等で広く地域住民に公表する。

(会計)

第15条 この委員会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計帳簿の整備)

第16条 この委員会は、地域住民が閲覧できるよう会計に関する帳簿を整備する。

(事業年度)

第17条 委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第18条 この規約は、委員会において議決を得なければ、変更することはできない。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この規約は、2006年(平成18年)3月10日から施行する。

この規約は、2007年(平成19年)3月27日から施行する。

この規約は、2011年(平成23年)5月14日から施行する。

この規約は、2017年(平成29年)4月24日から施行する。

この規約は、2023年(令和5年)4月1日から施行する。

この規約は、2024年(令和6年)4月24日から施行する。

(別表1) 第4条関係

日吉台学区まちづくり推進委員会構成団体

- (1) 日吉台学区町内会連合会
- (2) 日吉台学区福祉を高める会
- (3) 日吉台学区体育会
- (4) 日吉台学区老人クラブ連合会
- (5) 日吉台学区行政職員の会
- (6) 日吉台学区人権啓発推進協議会
- (7) 各町内会女性部
- (8) 日吉台学区公衆衛生推進委員会
- (9) 日吉台学区子ども会育成協議会
- (10) 日吉台学区青少年育成員協議会
- (11) 日吉台学区防火協会
- (12) 日吉台学区交通安全自治会
- (13) 日吉台学区民生・児童委員
- (14) 日吉台学区防犯組合
- (15) 日吉台学区明るい選挙推進協議会
- (16) 日吉台学区ボランティアの会
- (17) 福山市消防団春日分団
- (18) 日吉台学区自主防災協議会
- (19) 培遠中学校
- (20) 培遠中学校 PTA
- (21) 日吉台小学校
- (22) 日吉台小学校 PTA
- (23) 春日こども園
- (24) たんぽぽ保育園
- (25) 日吉台交流館